

上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務要求仕様書

- 1 委託業務名 上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務
- 2 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日
- 3 実施場所 上越休日・夜間診療所
- 4 委託業務の目的

上越市（以下、「本市」と言う。）が開設する上越休日・夜間診療所に ICT を活用した医師によるオンライン診療業務を導入し、患者の混み合う年末年始の診療を対面診療と並行して行うことにより、診療所の混雑緩和及び患者の利便性向上を図ることを目的とする。

5 委託内容

今回、対象となる業務は、以下のとおり

- (1) オンライン診療導入業務
- (2) オンライン診療事務局体制整備運営業務
- (3) 医師確保支援業務

6 業務内容

(1) オンライン診療導入業務

① 診療期間等

- ・ 契約締結後、11 月下旬から 12 月上旬までの期間においてデモ（機能説明及び稼働前指導）及びリハーサルを 3 回程度行うこと。
- ・ 当該デモ及びリハーサルの実施結果の検証に基づき、令和 7 年 12 月 31 日から令和 8 年 1 月 3 日までの 4 日間診療を行うこと。
- ・ 診療時間は、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 7 時までとする。

② 診療所用タブレット端末

下記仕様以上のスペックを備えた端末とすること。

セキュリティ対策のため、タブレット端末にモバイルデバイス管理ツール（以下、MDM という。）をインストールすること。MDM は、主に以下の機能を有していること。

- ・ 盗難、紛失が発生したデバイスに、MDM 上から操作ロック、データ消去できる機能
- ・ 動作端末の位置情報を MDM 上から確認できる機能
- ・ MDM 上からパスワード変更が行える機能

また、詳細な設定内容等については、本市と協議の上、決定することとし、タブレット端末等に設定が必要な場合は受託者で行うこと。

数量	3 台
端末仕様	①内部ストレージ 128G 以上 ②メモリ 8GB 以上 ③ディスプレイ 12 インチ以上 ④重量 700 g 以下 ⑤通信方式 携帯電話回線（セルラーモデル） ただし、受託者において Wi-Fi 環境を整備する場合は、 Wi-Fi モデルも可とする。 ⑥バッテリー メーカー公称作動時間 7 時間以上 ⑦外部インターフェイス USB Type-c ×1 ポート ⑧カメラ メインカメラ及びインカメラ搭載 ⑨色 指定なし
例示品	iPad Pro 12.9 インチ Wi-Fi + cellular モデル Galaxy Tab S9 FE + 5G
付属品	①充電アダプタ 1 台当たり 1 個 ②充電ケーブル 1 台当たり 1 本（1m 以上であること） ③ケース（1 台ごと）

(2) オンライン診療事務局体制整備運営業務

- ① 事務局体制は、看護師、事務員を各 2 人配置すること。
- ② 看護師については、患者からの相談窓口となるため、トリアージ・オンライン診療受診の適性判断を行える能力を有する者を配置すること。
 契約時に看護師資格の写しが提出できること。
- ③ 患者対応用の電話回線を 2 回線以上用意すること。
- ④ 医師と事務局、上越休日・夜間診療所が相互に常時通信可能な状態を整備すること。また、緊急連絡用に携帯電話回線を用意すること。
- ⑤ 下記日程での実施ができるよう体制を整えること。

期 間	診療時間	受付時間
令和 7 年 12 月 31 日 ～令和 8 年 1 月 3 日	午前 9 時～正午、 午後 1 時～午後 7 時	午前 8 時 45 分～午前 11 時 30 分、 午後 0 時 45 分～午後 6 時 30 分

(3) 医師確保支援業務

オンライン診療に従事する医師を確保すること。

※医師の雇用は別途本市が行う。

7 再委託の制限

業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

8 体制構築仕様

- (1) オンライン診療業務機能要件確認書（別紙3）に記載された機能要件を満たすこと。

代替案を含め機能要件を満たさない項目が一つでもある場合は、当該提案者は失格とする。

※機能要件ごとに対応可否を記入し、代替案となる場合は、備考欄へ記入すること。

- (2) 契約締結後速やかに全体構成を設計の上、業務工程を本市と調整すること。
- (3) (2)の全体構成を設計するにあたり、オンライン診療の適切な実施に関する指針等令和6年3月厚生労働省「オンライン診療の利用の手順の手引き書」第5章 関係する通知・ガイドライン等に記載の内容を遵守すること。

(4) 構成要件

- ① 上越休日・夜間診療所における窓口会計業務、レセプト入力業務が円滑に行えるよう支援すること。上越休日・夜間診療所で使用しているレセプトコンピュータ（WebORCA）との連携（クラウドによる遠隔操作等）は行わない。
- ② 上越休日・夜間診療所は、紙カルテでの運用のため、オンライン診療が成立するよう提案を行うこと。
本業務をクラウドサービスにて実施する場合は、必要なセキュリティ対策を行うこと。
- ③ 保険の資格情報を写真又は画像データにより確認できること。
なお、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認については、別途協議する。
- ④ ウイルス対策ソフトが実装され、最新のセキュリティパターンファイルの適用及び常時監視が可能であること。
- ⑤ 事務局の停電等によりオンラインの通信が直ちに停止しないように、停電後も端末及び通信環境が一定時間使用できること。
上越休日・夜間診療所にWi-Fi環境を構築する場合も同様とする。
- ⑥ 申込者情報、患者情報、診療情報のデータをバックアップする機能を有すること。
- ⑦ 必要に応じネットワーク機器を配備すること。
- ⑧ 機器及びソフトウェアの調達、搬入、据付け、動作確認を一体的に実施すること。

- (5) 体制構築後、速やかに仕様書及び説明書（障害時対応マニュアルを含む。）を提出すること。
- (6) 体制構築後、本市と日程を調整の上、デモを含む機能説明及び操作研修（稼働前指導、稼働開始時立会等の機器操作研修を含む。）、リハーサルを実施し、運用を行うこと。
- (7) 本業務に関連する事項について、本市及び上越休日・夜間診療所従事者から依頼又は問い合わせがあった場合は、必要な助言を行う窓口を設けること。
- (8) 本市が実施する利用者が安心して利用できるための効果や注意点等の周知、広報について、支援すること。
- (9) 次年度以降、別途契約した場合に構築した環境を利用できること。

9 保守仕様

- (1) タブレット機器及びソフトウェアの保守を行うこと。ただし、次の場合を除く。
 - ①本市の故意、過失による不良
 - ②納品された仕様書又は説明書に基づかない使用及び取扱いによる不良
 - ③受託者の承諾を伴わない構成機器の移動及び仕様変更（改造等）による不良
- (2) 本業務に関連する法令改正や診療報酬改正等が行われた場合は、適切に対応すること。
- (3) ソフトウェアの不具合解消等に係るバージョンアップを行うこと。
- (4) 上越休日・夜間診療所の診療時間内において機器等の取扱いに関する電話相談に対応すること。
- (5) アプリケーションの不具合、通信障害等によりオンライン診療、レセプト算定業務等本業務に支障を及ぼす障害が発生した場合は、直ちに復旧作業を行うこと。

10 秘密保持

受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本業務の終了後も同様とする。

11 個人情報の管理

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適正に管理すること。

12 留意事項

- (1) 見積金額は、全体構成の設計及び機器並びにソフトウェアの調達、搬入、据付け、配線、電源工事、動作確認、通信回線料等、本仕様書の記載の要件をすべて満たす積算を行い、算出すること。また、本業務の実施において追加費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

- (2) 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項においても、本業務の目的を達成するため必要な事項については、委託者・受託者協議の上、完備するものとする。
- (3) 上越休日・夜間診療所と受託者との通信には、原則携帯電話回線を使用することとし、上越休日・夜間診療所既設の回線を使用しないこと。
携帯電話回線によらず、新たな回線の敷設等により Wi-Fi 環境を構築する場合は、本仕様書に基づき適切なセキュリティ対策を行うこと。
- (4) 通信の安定稼働を考慮し、構成機器及びソフトウェアは、原則として製品化されていること。
- (5) 受託者は、ネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、上越市情報セキュリティポリシーに基づく別記「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。
- (6) 環境配慮に対する事項
 - ア 本業務に必要な消耗品等（用紙含む。）は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品を使用すること。
 - イ 本業務の遂行に当たり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済速度走行の励行等できるだけ地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
 - ウ その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたって疑義が生じた事項は、双方協議の上、決定するものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 受託者は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、委託者の許可を受けなければならない。

第3 受託者は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、委託者の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 受託者は、使用する機器、電磁的記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(秘密保持誓約書の提出)

第5 受託者は、受託者が秘密事項及び業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないことを遵守することを明記した、秘密保持誓約書を委託者に提出するものとする。

(従事者への啓発)

第6 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施状況報告)

第7 受託者は、受託者及び業務従事者が、作業不備及び不正行為を防止するために実施した情報セキュリティ対策の実施状況を委託者に報告するものとする。

(異常時の報告)

第8 受託者は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

第9 受託者は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を行うための情報資産の処理を自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第11 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、委託者の指示がある場合を除

いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。
- (2) 委託者が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 受託者は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）